四半期報告書

(第64期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

日本精機株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

日本精機株式会社

目 次

第64期第 1	L 四半期 四半期報告書 Table 1 Table 2	頁
【表紙】		1
第一部	【企業情報】	2
第1	【企業の概況】	2
1	【主要な経営指標等の推移】	2
2	2 【事業の内容】	3
3	3 【関係会社の状況】	3
4	4 【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	【生産、受注及び販売の状況】	4
2	2 【経営上の重要な契約等】	5
3	3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3	【設備の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第4	【提出会社の状況】	15
1	【株式等の状況】	15
2	2 【株価の推移】	17
3	3 【役員の状況】	17
第5	【経理の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1	【四半期連結財務諸表】	19
2	2 【その他】	37
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	38
四半期レ	ノビュー報告書	

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 日本精機株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 井 正 二

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258)24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部

シニア・マネジャー 佐藤 一彦

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【電話番号】 (0258) 24-3311(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部

シニア・マネジャー 佐藤 一彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第64期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第63期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	46, 174	197, 013
経常利益	(百万円)	6, 235	17, 996
四半期(当期)純利益	(百万円)	3, 364	11, 153
純資産額	(百万円)	88, 571	87, 829
総資産額	(百万円)	161, 089	161, 212
1株当たり純資産額	(円)	1, 428. 43	1, 390. 71
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	56. 50	184. 90
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	55. 95	182. 80
自己資本比率	(%)	52. 35	51. 52
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3, 590	15, 509
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,971	△12, 260
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1, 938	13, 923
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	26, 421	26, 238
従業員数	(名)	10, 071	10, 019

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

² 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在	平成2	0年6	月30	\Box	現在	•
--------------	-----	-----	-----	--------	----	---

従業員数(名)	10, 07

- (注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出 向者を含む就業人員であります。
- (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

	1 /0/1=0 0 / 1 0 0 1 / 2 1
従業員数(名)	1,790

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
自動車及び汎用計器事業	30, 819
民生機器事業	5, 731
ディスプレイ事業	2, 076
その他事業	1, 487
合計	40, 116

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 金額は、販売価格によっております。
 - 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
ディスプレイ事業	1, 997	192
合計	1, 997	192

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 ディスプレイ事業以外の製品は、原則として見込み生産を行っております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
自動車及び汎用計器事業	32, 285
民生機器事業	6, 208
ディスプレイ事業	2, 076
その他事業	5, 603
合計	46, 174

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における国内外の経済は、中国等の新興国で経済成長が続いたものの、 原油及び原材料価格の高騰や金融資本市場の混乱等により、米国及び日本等では停滞感が強まりま した。

このような事業環境の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は46,174百万円、営業利益は4,042 百万円、経常利益は6,235百万円、四半期純利益は3,364百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

自動車及び汎用計器事業は、汎用計器が建設機械向け等で増加したものの、四輪車用計器が日本及び北米で減少、二輪車用計器が日本で減少したことにより、売上高32,285百万円、営業利益3,584百万円となりました。

民生機器事業は、アミューズメント向け基板ユニット等の減少により、売上高6,208百万円、営業利益489百万円となりました。

ディスプレイ事業は、携帯電話向け有機LLディスプレイの減少により、売上高2,076百万円、営業 損失222百万円となりました。

その他事業は、自動車販売の減少等により、売上高5,603百万円、営業利益は106百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次の通りであります。

日本は、各事業の受注減少により、売上高22,672百万円、営業利益1,695百万円となりました。 米州は、ブラジルで二輪車用計器が増加したものの、北米で四輪車用計器が減少し、売上高8,168 百万円、営業利益は635百万円となりました。 欧州は、四輪車用計器が増加し、売上高3,917百万円、営業利益は101百万円となりました。 アジアは、四輪車用計器及び二輪車用計器が増加し、売上高11,415百万円、営業利益は1,524百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ123百万円減少し、161,089百万円となりました。これは、固定資産で投資有価証券が2,708百万円増加しましたが、流動資産でたな卸資産が1,594百万円減少し、固定資産で有形固定資産が1,087百万円減少したこと等によります。

負債は、前連結会計年度末に比べ865百万円減少し、72,517百万円となりました。これは固定負債の繰延税金負債の増加等がありましたが、流動負債の支払手形及び買掛金が減少したこと等によります。

純資産は、自己株式が増加し、為替換算調整勘定が減少しましたが、利益剰余金が2,447百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ742百万円増加し、88,571百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、現金及び現金同等物が前連結会計年度末に比べ183百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末には26,421百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益5,710百万円の計上、たな卸資産の減少等がありましたが、買掛債務の減少、売掛債権の増加等もあり、3,590百万円の収入超過となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産取得による支出1,349百万円等により、1,971百万円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式取得による支出1,238百万円、少数株主を含めた配当金の支払い759百万円等により、1,938百万円の支出超過となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、 その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条第1号)並びにこの基本方針を実現するための特別の取組み(同条第2号イ)について決定いたしました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきもので、国内外に様々な株主を有する当社としては、これら株主に十分に情報が提供された上で、その適切な判断がなされる環境を整えることが、大切と判断いたしております。

以上の観点から、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、その実現に資する取組みとして、策定を進めている経営ビジョン「NEMS 433」(NEMS:日本精機(NS)型のEMS(Electronics Manufacturing Service))に加えて、当社を支配する者の在り方について、当社の国内外の株主が十分な情報を得た上で適切な判断をしていくための手続を定めました。

具体的には、当社株式の大量買付行為がなされた場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、 当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、検討等を行い、その結果をもとにした独立委員会の意見を株 主に情報開示することといたしました。

この手続は、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権や新株の割当 てを用いた具体的買収防衛策を定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、この手続違反のみを理由と して直ちに新株予約権や新株の割当てといった対抗措置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業 価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「顧客の立場に立って、価値の高い製品を提供することにより、社会の繁栄に貢献する」という経営理念の下、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

社会が今まで以上に速く激しく変化していく中、当社では、その変化に素早く適応し、また、変化を先取りすることで、当社の経営理念が実現されると考えています。そのために、当社は技術開発力の強化に取り組んでおります。製品仕様を高度化し、グローバルで製造・販売していくためには、コスト・技術・物流・サービス等の「もの造り総合力」を絶えず変化・進化させていくことが、当社グループの持続的な成長のためには不可欠であります。

また、当社グループが中長期的に飛躍を遂げていくためには、グローバルでの事業の強化・拡大は欠かすことができません。そのために、当社では、製造・販売拠点の拡充はもとより、多様な社会・文化を理解し、グローバル社会のなかで受け容れられ、また、貢献していくことが、当社グループにとっての企業価値の向上に資するものと考えております。

そして、根底には、企業は社会的存在であるとの認識のもと、株主や顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと当社 との良好な関係が、当社グループの成長を支えるものであると考えております。

このように当社では、「ステークホルダーとの良好な関係」を源泉とし、グローバル社会での責任ある存在としての自覚を持ち、「もの造り総合力」を高度化していくことにより、企業価値の増大を図ってまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる株式等の大量買付を行う者の目的において、当社の企業価値が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

さらに、株式等の大量買付行為の中には、下記のごとく当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり、当社は、これらの大量買付行為も不適切であると考えます。

- ① 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ② 対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの
- ③ 対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる株式等の大量買付行為であるか否かについて、株主がその提案やそれに対する当社の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことが大切と考えます。よって当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付や株主による適切な判断が困難な方法で大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。よって以上のことから当社取締役会は、こうした考え方を、会社法施行規則第127条第1号の基本方針と位置づけ決定いたしました。

[2] 基本方針の実現に向けた当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み(会社法施行規則第127条第2号イ)として、当社の経営ビジョン「NEMS 433」を実行していくことにより、当社の企業価値の更なる向上を実現するとともに、当社株式等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主や投資者に適切に開示がなされるようにすることが重要であると考えております

1. 経営ビジョン「NEMS 433」の実行による企業価値向上の取組み

当社は、従来の経営ビジョン「NEMS 2 1 0 0」に替わる新たな経営ビジョン「NEMS 4 3 3」を、2007年度からスタートいたしました。

「NEMS」をさらに進化させていくことで、当社グループの成長を図ります。具体的には、実装・接続技術を核に、金型、成型、表示などの当社保有の多様な技術を組み合わせた相乗効果により、付加価値の高い技術・製品を創り出すことで、事業の拡大に取り組んでまいります。

なお、「433」の意味は、「4」が「4つの大切」、「33」が「売上高3,000億円、利益300億円を目指す」というものです。

「4つの大切」には、①「志」(目標達成のためには、強い意志が大切)、②「社会」(社会の責任ある存在として、株主との良好な関係の構築や法令遵守、環境保全に努めることが大切)、③「お客様」(事業発展のためには、常にお客様の満足を高めていくことが大切)、④「人」(企業は人なりという考え方のもと、当社グループで働くすべての人が能力を存分に発揮できる仕組み・環境をつくることが大切)という考え方が込められています。

当社では、この「4つの大切」を経営の根幹に据え、「NEMS」により技術の高度化と製品の付加価値を高め、グローバルにおいて事業展開することで、当社グループの企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ってまいります。

2. 大量買付行為についての評価の客観性・透明性を高める取組み

(1) 手続の概要

当社は、当社株式等に対する大量買付行為に際して、これに先立ち、独立性の高い当社社外監査役と社外の有職者(会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学職経験者)等からなる独立委員会が、情報収集、その検討及び株主に対する意見表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続き(大量買付行為に関するルール。以下、TKKルールといいます。)の設定を決定いたしました。

(2) 手続の内容

(i) TKKルールの適用対象

TKKルールは、以下①又は②に該当する当社株券等の買付やこれに類似する行為やその提案(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされる場合に適用されます。①又は②に該当する買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予めTKKルールに従っていただくこととします。

- ① 当社が発行する株券等1について、保有者2の株券等保有割合3が20%以上となる買付
- ② 当社が発行する株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合 計が20%以上となる公開買付

(ii) 「独立委員会」の設置

当社は、TKKルールに従った手続を進めるにあたり買付者が前記の基本方針に照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、当社経営陣から独立した社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、それに基づく意見を株主へ情報公開することを予定しており、これにより当社株式等の大量買付行為に関する手続の客観性・透明性を高めることを目的としています。独立委員会規則の概要については、別紙(1)をご参照下さい。独立委員会は、上記(i)に定める買付等が判明した後、速やかに招集されるものとします。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(iii) TKKルールの内容

ア. 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の行為に先立ち、当社に対して、別紙(2)に定める、当該買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提出していただくよう要請します。

イ. 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができます。また、独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の顧客、取引先、従業員、労働組合等の利害関係者にも意見を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から上記のとおりの情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間(但し、独立委員会は、下記ウの記載に従い、これらの期間を延長することができるものとします。以下「検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等。)の助言を得ることができるものとします。その費用は当社が負担します。

なお、独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、株主に対する情報開示を東京証券取引所適時開示情報及び当社ホームページを通じて行います。

ウ. 独立委員会による意見等の情報開示

独立委員会は、上記イの検討期間を経た上、買付者等による買付等が、別紙(3)記載の不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果、及びその理由その他当該買付等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主に対し前述の方法で情報開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時までに、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示した上で、 買付等の内容の検討等に必要とされる範囲内で、検討期間を延長することもできることとします。

(iv) TKKルールの改廃等

TKKルールの発効日は、平成19年7月1日とします。また、有効期間は2年間とします。

但し、有効期間中であっても、TKKルールについて随時、再検討を行い、改廃することが可能であることとします。

独立委員会規則の概要

- (1) 当社取締役会の決議により独立委員会は設置される。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役、(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
 - 有識者は会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれらに準ずる者とする。
- (3) 独立委員会委員の任期は、2年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (4) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - 1. TKKルールの適用対象となる買付等の決定
 - 2. 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定及び情報提供要請
 - 3. 買付等の内容の精査・検討
 - 4. 当社取締役会から買付等に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
 - 5. 検討期間の延長
 - 6. 買付等に対する意見等の情報開示
 - 7. 別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
 - 8. その他
 - ・買付者等から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に情報提出を求める。
 - ・買付者等より、前述の追加情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めることができる。
 - ・当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等。)の助言を得ること等ができる。
- (5) 独立委員会の各委員は、前(4)に記載される事項を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (6) 代表取締役は、買付等がなされた場合、その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
- (7) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

本必要情報

本必要情報の具体的内容は買付者の属性及び買付行為の内容により異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- (1) 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。)
- (2) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。)
- (3) 買付等における価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- (4) 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (5) 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (6) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (7) 当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (8) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

不適切な買付等の要件

- (1) TKKルールを遵守しない買付等である場合
- (2) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれのある買付等である場合
 - ・会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社の株券等を買い集め、その買い集めた株券等について当社に対して高値 で買取りを要求する行為
 - ・当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的として、当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得 し、これを買付者やそのグループ会社等に移譲する等の経営を行うような行為
 - ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な 高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券 等の買付を行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (4) 当社取締役会が当該買付等に対する代替案を提示するために必要な、合理的期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (5) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために、合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- (6) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑みて不十分又は不適当な買付等である場合
- (7) 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等当社の企業価値を生み出す上で不可欠なステークホルダーとの関係を破壊し、ひいては株 主共同の利益に反することとなる重大なおそれがある買付等である場合

(5) 研究開発活動

な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は850百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し 当第1四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる収益体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「もの造り総合力」(コスト・技術・物流・サービス)の強化に、グループの力を結集してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ 社を連結の範囲に含めたことにより設備が増加しております。

当該設備の状況は、以下のとおりであります。

会社名	事業所名	事業の種類設備の		事業所名 事業の種類 別セグメン 内容 (百万円)						従業
云紅石	(所在地)	トの名称	内容	建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具		工具・器具 及び備品	合計	員数 (名)	
エヌエスサ ンパウロ・ コンポーネ ント・オー トモーティ ブ社	ブラジル サンパウロ	自動車及び 汎用計器事 業		317	247	159 (92)	19	743	68	

(2) 設備の新設、除却等の計画

- ① 重要な設備計画の完了 該当事項はありません。
- ② 重要な設備の新設等

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は以下のとおりであります。

会社名	事業所名	事業の種類	設備の内容	投資予定額		資金調達	着手年月	完了予定	完成後の
云紅名	(所在地)	別セグメントの名称	設備の四谷	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	有于平月	年月	増加能力
提出会社	本社工場 (新潟県長岡 市)	ディスプレ イ事業	パターニン グ装置	174	_	自己資金	平成20年 8月	平成21年 1月	_

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220, 000, 000
計	220, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	60, 855, 470	60, 855, 470	東京証券取引所 (市場第二部)	_
計	60, 855, 470	60, 855, 470	_	_

⁽注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成15年10月15日発行)			
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の数(個)	533		
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	582, 513		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	915		
新株予約権の行使期間	平成15年11月4日~平成22年9月29日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 915 資本組入額 458		
新株予約権の行使の条件	注1		
新株予約権の譲渡に関する事項	注2		
代用払込みに関する事項	注3		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_		
新株予約権付社債の残高(百万円)	533		

- (注) 1 本新株予約権の一部を行使することはできない。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合 には当該期限の利益喪失事由発生の日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
 - 2 本社債については、いかなる場合においても、社債部分と新株予約権とを分離して譲渡することができない。
 - 3 本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて本新株予 約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日~ 平成20年6月30日	_	60, 855, 470	_	14, 470		6, 191

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から、平成20年5月1日付で関東財務局長に 提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年4月24日現在で以下の株式を所有している旨の報 告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	6, 837	11. 23

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_		_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,131,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,950,000	58, 950	_
単元未満株式	普通株式 774,470		_
発行済株式総数	60, 855, 470	_	_
総株主の議決権	_	58, 950	_

⁽注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	1, 131, 000		1, 131, 000	1.86
計	_	1, 131, 000	_	1, 131, 000	1.86

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1, 555	1,880	1, 984
最低(円)	1, 140	1, 506	1, 368

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

前連結会計年度末に係る 业第1 皿业拥油结合計期阻士

(単位:百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26, 460	26, 305
受取手形及び売掛金	36, 236	35, 607
有価証券	2, 890	3, 100
商品	907	981
製品	7, 448	7, 016
原材料	11, 462	13, 570
仕掛品	3, 071	2,970
貯蔵品	393	338
その他	5, 883	5, 674
貸倒引当金	△94	△101
流動資産合計	94, 660	95, 463
固定資産	-	
有形固定資産	*1 44, 183	*1 45, 271
無形固定資産		
のれん	97	105
その他	1, 277	1, 366
無形固定資産合計	1, 374	1, 471
投資その他の資産	-	
投資有価証券	19, 184	16, 475
その他	1,863	2, 571
貸倒引当金	△178	△165
投資その他の資産合計	20, 870	18, 882
固定資産合計	66, 429	65, 625
繰延資産		123
資産合計	161, 089	161, 212
負債の部		,
流動負債		
支払手形及び買掛金	31, 130	34, 168
短期借入金	22, 798	22, 524
未払法人税等	2, 705	2, 615
賞与引当金	1, 118	1, 754
役員賞与引当金	85	_
製品補償損失引当金	60	64
その他	7, 901	6, 122
流動負債合計	65, 800	67, 248
固定負債		
社債	533	533
長期借入金	531	645

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
退職給付引当金	2, 008	2, 017
役員退職慰労引当金	398	418
負ののれん	426	467
その他	2, 820	2, 053
固定負債合計	6, 717	6, 134
負債合計	72, 517	73, 383
純資産の部		
株主資本		
資本金	14, 470	14, 470
資本剰余金	6, 695	6, 695
利益剰余金	63, 940	61, 492
自己株式	△3, 864	△2, 626
株主資本合計	81, 241	80, 032
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4, 246	2, 584
為替換算調整勘定	△1, 154	442
評価・換算差額等合計	3, 092	3, 026
少数株主持分	4, 237	4, 769
純資産合計	88, 571	87, 829
負債純資産合計	161, 089	161, 212

(2) 【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

当第1匹	半期連結累計期間
(自 5	平成20年4月1日
至 亚	成20年6月30日)

	至 平成20年6月30日)
売上高	46, 174
売上原価	37, 221
売上総利益	8,953
販売費及び一般管理費	
従業員給料	1,605
貸倒引当金繰入額	38
賞与引当金繰入額	202
役員賞与引当金繰入額	85
製品補償損失引当金繰入額	4
退職給付引当金繰入額	6
役員退職慰労引当金繰入額	15
その他	2,952
販売費及び一般管理費合計	4, 910
営業利益	4, 042
営業外収益	
受取利息	134
受取配当金	80
負ののれん償却額	40
持分法による投資利益	3
為替差益	1,860
その他	159
営業外収益合計	2, 279
営業外費用	
支払利息	70
その他	16
営業外費用合計	87
経常利益	6, 235
特別利益	<u> </u>
固定資産売却益	7
特別利益合計	7
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	4
たな卸資産評価損	527
その他	0
特別損失合計	532
税金等調整前四半期純利益	5, 710
法人税、住民税及び事業税	2, 461
法人税等調整額	$\triangle 369$
法人税等合計	2,091
14八/戊寸口口	2,091

(単位:百万円)
当第1四半期連結累計期間

男 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

少数株主利益	253
四半期純利益	3, 364

(単位:百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5, 710
減価償却費	1, 817
のれん償却額	$\triangle 32$
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△635
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	85
退職給付引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 0$
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 19$
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	34
製品補償損失引当金の増減額(△は減少)	$\triangle 4$
受取利息及び受取配当金	△214
支払利息	70
為替差損益(△は益)	△1,003
持分法による投資損益(△は益)	$\triangle 3$
有形固定資産売却益	$\triangle 7$
有形固定資産処分損	4
投資有価証券評価損益(△は益)	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△1, 469
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1, 092
その他の資産の増減額 (△は増加)	223
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2, 203
その他の負債の増減額 (△は減少)	2, 409
小計	5, 853
利息及び配当金の受取額	221
利息の支払額	△69
法人税等の支払額	$\triangle 2,415$
営業活動によるキャッシュ・フロー	3, 590
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	\triangle 19
定期預金の払戻による収入	48
有価証券の取得による支出	△3, 360
有価証券の売却による収入	3, 570
有形固定資産の取得による支出	$\triangle 1,349$
有形固定資産の売却による収入	108
無形固定資産、投資その他の資産の増減額(△は 増加)	△104
投資有価証券の取得による支出	△860
貸付けによる支出	$\triangle 4$
貸付金の回収による収入	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,971

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	434
長期借入金の返済による支出	△374
リース債務の返済による支出	$\triangle 0$
自己株式の純増減額(△は増加)	△1, 238
配当金の支払額	△657
少数株主への配当金の支払額	△102
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1, 938
現金及び現金同等物に係る換算差額	460
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	140
現金及び現金同等物の期首残高	26, 238
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	43
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 26, 421

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1 四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 連結の範囲の変更

エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めることといたしました。

2 会計方針の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益及び経常利益が81百万円、税金等調整前四半期純利益が609百万円それぞれ減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該 箇所に記載しております。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更による影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該 箇所に記載しております。 当第1四半期連結会計期間

- (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基 準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月 17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リ ース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会 計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 (平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30 日))を当第1四半期連結会計期間から早期に 適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法 に準じた会計処理に変更し、リース資産として 計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リー ス期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして 算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所 有権移転外ファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理を引き続き採用しております。

この変更による影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該 箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正 ((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4 月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年 数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年 4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年 数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間から 機械装置について、耐用年数の短縮を行っておりま す。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ70百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所 に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)				前連結会 (平成20年			
※ 1	有形固定資産の減価償	却累計額	72,867百万円	※ 1	有形固定資産の減価償	封累計額	71,731百万円
2	保証債務			2	保証債務		
	連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行			連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行			おり保証を行
	っております。				っております。		
	(被保証先)	(保証金額)	(内容)		(被保証先)	(保証金額)	(内容)
	日精工程塑料(南通)	127百万	銀行借入金		日精工程塑料(南通)	117百万	銀行借入金
	有限公司				有限公司		

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

26,460百万円

預入期間3ヶ月超える定期預金

△39 *"*

現金及び現金同等物

26,421百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	60, 855

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1, 816, 068

3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	656	11	平成20年3月31日	平成20年6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。
- 5 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	ディスプレ イ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	32, 285	6, 208	2, 076	5, 603	46, 174	_	46, 174
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	_	_	_	2, 042	2, 042	(2, 042)	
計	32, 285	6, 208	2,076	7, 645	48, 216	(2, 042)	46, 174
営業利益(又は営業損失)	3, 584	489	△222	106	3, 958	84	4, 042

- (注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な製品
 - (1) 自動車及び汎用計器事業……四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用 計器、各種センサー
 - (2) 民生機器事業……OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS
 - (3) ディスプレイ事業…………液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
 - (4) その他事業……自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工、販売
 - 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当第1四半期連結会計期間の「自動車及び汎用計器事業」及び「民生機器事業」における営業利益はそれぞれ33百万円、40百万円減少し、「ディスプレイ事業」における営業損失は6百万円増加しております。
 - 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
 - 5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を早期に適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
 - 6 「追加情報」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、機械装置について、耐用年数の短縮を行っております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の「自動車及び汎用計器事業」及び「民生機器事業」における営業利益はそれぞれ22百万円、2百万円減少し、「ディスプレイ事業」における営業損失及び「その他事業」における営業利益はそれぞれ45百万円、0百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	22, 672	8, 168	3, 917	11, 415	46, 174	_	46, 174
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9, 901	77		1, 989	11, 968	(11, 968)	_
iii -	32, 573	8, 245	3, 917	13, 405	58, 142	(11, 968)	46, 174
営業利益	1, 695	635	101	1, 524	3, 958	84	4, 042

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 米州……米国・ブラジル
 - (2) 欧州……英国・オランダ
 - (3) アジア……中国・タイ・インドネシア
 - 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当第1四半期連結会計期間の「日本」における営業利益は81百万円減少しております。
 - 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
 - 5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を早期に適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
 - 6 「追加情報」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、機械装置について、耐用年数の短縮を行っております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の「日本」における営業利益は70百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

		米州	欧州	アジア	計
I	海外売上高(百万円)	8, 289	4, 146	12, 659	25, 094
П	連結売上高(百万円)	_	_	_	46, 174
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	18. 0	9. 0	27. 4	54. 3

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。
 - 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 - 3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 米州……米国・カナダ・ブラジル
 - (2) 欧州……英国・イタリア・フランス
 - (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、 前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	区分 取得原価(百万円) 四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)		差額(百万円)	
株式	7, 240	14, 366	7, 126	
≅ †	7, 240	14, 366	7, 126	

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

通貨関連

種類	契約額等	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引			
売建			
千米ドル	5, 000	9	9
通貨オプション取引			
売建			
コール			
千米ドル	285, 000	△372	△372
買建			
プット			
千米ドル	95, 000	25	25
合計	_	△337	△337

(注) 時価の算定方法

取引銀行から提示された価格によっております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成20年6月30日)	(平成20年3月31日)
1, 428. 43円	1, 390. 71円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
純資産の部の合計額(百万円)	88, 571	87, 829	
普通株式に係る純資産額(百万円)	84, 333	83, 059	
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	4, 237	4, 769	
普通株式の発行済株式数(千株)	60, 855	60, 855	
普通株式の自己株式数(千株)	1,816	1, 131	
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	59, 039	59, 724	

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	56.50円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	55.95円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	3, 364
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3, 364
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_
普通株式の期中平均株式数(千株)	59, 558
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	_
四半期純利益調整額(百万円)	_
普通株式増加数(千株)	582
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	_

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間

(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社は、平成20年7月15日開催の取締役会において、 会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに 基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得 方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実 施いたしました。

- (1) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容
 - ① 取得を行う理由

経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の 遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を目 的として、自己株式の取得をおこなうものであり ます。

- ② 取得する株式の種類 当社普通株式
- ③ 取得する株式の総数 2,200,000株(上限)
- ④ 取得する期間 平成20年7月16日
- ⑤ 取得価額の総額 3,080百万円(上限)
- ⑥ 取得の方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)による取得
- (2) 取得日
 - 平成20年7月16日
- (3) その他

上記ToSTNeT-3による取得の結果、当社普通株式 2,022,000株(取得価額2,830百万円)を取得いたしま した。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間における リース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりませ λ_{\circ}

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

日本精機株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前	原	浩	郎	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五. 十	上 嵐		朗	(FI)
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	本	直	樹	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 日本精機株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIKI CO., LTD.

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永井正二は、当社の第64期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。